

# 特集I

## ハーグ条約 4月の実施に向けて

国際委員会 ハーグ条約問題検討プロジェクトチーム、家事法制委員会、ADR推進特別委員会

### 第1 はじめに

国会は昨年、我が国の、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（以下「ハーグ条約」といいます）の締結を決めるとともに、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」（以下「実施法」という）を成立させました（6月19日公布、法律第48号）。

実施法は、大きく言えば、ハーグ条約の締結に伴ってその的確な実施を確保するため我が国における中央当局を指定してその権限等を定める内容と、子をその常居所を有していた国に迅速に返還するために必要な裁判手続等について定めています。

以下、まず中央当局の権限等にふれ、弁護士業務に関連の深い裁判手続等について厚めに紹介し、さらに弁護士会等の体制について説明していきます。

（以下、実施法の条文は「法」、条約の条文は「条約」、実施法のための規則の条文は「規則」として紹介します。）

### 第2 中央当局の指定と役割

#### 1 序

条約上、締約国は、ハーグ条約の実施を業務とする機関である中央当局を指定する必要があります。各国の中央当局は、相互に協力するとともに、それぞれの国内における関係機関の間の協力を促進する役割をにないます。我が国においては、中央当局として外務大臣が指定されています（法第3条）。

中央当局には、子の所在の特定、子に対する更

なる害悪の防止、子の任意の返還の確保、自国の法令に関する情報の提供等を行うことが求められています（条約第7条第2項）、具体的な措置については、各締約国の判断に委ねられています。我が国において実施法は第2章に「子の返還及び子との面会その他の交流に関する援助」の章を置き、この中で中央当局の指定とその役割について触れています。上記の章の名称からわかるように、中央当局は、「子の返還」と「子との面会その他の交流」の援助を行います。具体的には、外務大臣が次のような措置をとることが規定されました。

#### 2 子の返還に関する援助

中央当局は、締約国から日本に連れ去られた子、日本から締約国に連れ去られた子の返還援助の申請を受け付けます。要件を満たしていれば、「援助決定」を出します。

また、特に日本に連れ去られた子については、子の住所等に関する情報の収集の業務を行います。中央当局は、「子・子と同居している者の氏名・住所を特定するため、公私の団体に対し、情報の提供を求めることができ」、「提供を求められた者は、遅滞なく、これを提供する」ものとされています（法第5条1項2項）。

なお提供された情報は、法律に明記された場合（裁判所から求められた場合等）以外には外部に提供することはできず、裁判手続を行う場合も、最後の執行の段階にいたるまでの間は、子の住所を明かさずに手続を進めることができます。

### 3 合意による子の返還等の促進(法第6条第2項第1号、第9条)

中央当局のもう一つの任務が、合意による子の返還等の促進です。具体的にはADRによる民間調停制度の整備が推進されており、大阪では総合紛争解決センターがこの役割を担います。

### 4 その他

その他、中央当局は、子の虐待に係る通告(法第6条第2項第1号、第10条)、条約実施のための外国の中央当局との連絡(法第6条第2項第2号)、子の返還又は子との面会交流の実現に関連する日本の法令に基づく制度に関する情報の提供(法第6条第2項第3号)などの役割を果たします。

さらに、条約上、中央当局は、国境を越えた親子の接触の権利の保護を確保することも求められており(条約第21条)、国境を越えた面会交流についても、住所調査の合意による解決の促進等の措置をとることが規定されました(法第17条第2項、第20条)。(文責：濱田雄久)

## 第3 裁判手続

次に、弁護士業務に関連の深い、子の返還のための裁判手続の概要について、実務的な観点から紹介します。

### 1 子の返還申立書及び答弁書

#### (1) 申立書

##### ア 管轄(法第32条)

子の返還申し立て事件の裁判管轄は東京家庭裁判所と大阪家庭裁判所の2カ所です。子の住所が大阪、広島、福岡または高松高等裁判所の管轄内にあるときは大阪家庭裁判所、それ以外ときは東京家庭裁判所の管轄となります。子の住所地がわからない場合は、東京家庭裁判所の管轄となります。

##### イ 印紙代

民事訴訟法に関する法律別表第一の五の二により、1200円です。

##### ウ 申立人及び相手方(法第26条)

申立人は、日本への子の連れ去り、または日本

における子の留置によって、子の監護の権利を侵害された者です。相手方は、子を監護している者です。

#### エ 申立書の記載事項(法第70条、規則第34条)

申立書の記載事項は、当事者及び法定代理人、申立ての趣旨、並びに、子の返還申し立て事件の手続きによる旨、の記載です。これに加え、規則第34条は、返還事由(法第27条)、予想される争点及び当該争点に関連する重要事実、並びに、証拠の記載、を求めています。親権者指定等について審判事件が係属している場合は、その審判事件の記載も求められます。

申立ての趣旨は、申立人への返還ではなく、常居所地国(条約締約国であること)への返還です。返還先の国を特定して記載します。

**【記載例】「相手方は、別紙当事者等目録記載の子AをB国に返還せよ」**

法第27条の返還事由は、①子が16歳に達していないこと、②子が日本国内に所在していること、③子の常居所地国の法令によれば、当該連れ去りまたは留置が申立人の有する子についての監護の権利を侵害するものであること、④連れ去り時または留置開始時に子の常居所地国が条約締約国であったこと、の4点です。外務省は援助決定にあたり形式的な要件の確認をしますので、援助決定書を添付すれば、申立ての時点で子が国内に所在することの資料を要求されることはないと思われます。子の常居所地国は、国内法の概念ではなく条約上の概念とされています。常居所地国については生育歴や就学状況などから主張をすることになると思われます。

**【記載例】「子Aは2010年6月1日アメリカ合衆国カリフォルニア州で生まれ、米国籍を有し、2015年4月1日に相手方によって日本に不法に連れ去られるまで同州で育ち、同州の幼稚園に通園していた。子Aの常居所地国はアメリカ合衆国である。」**

規則第34条により、予想される争点及び関連する重要事実の記載が求められていますので、

相手方が否認すると思われる法第 27 条の返還事由及び相手方が主張すると思われる法第 28 条の返還拒否事由についても、申立書に記載しておくこととなります。

## (2) 答弁書

### ア 提出期限

裁判所は、原則として、**申立書受理から約 2 週間**で**第一回期日**を入れています。相談を受けてから答弁書提出までに事実の詳細な認否をする時間的な余裕がないこともあると思われますが、このような場合でも、争点を明らかにする程度の記載は求められると思われます。

**【記載例】「相手方は、申立人から子Aを連れて日本に帰れと言われ、子Aと共に日本に帰国した。相手方が子Aと共に日本に帰国することについて申立人の同意がある。」**

### イ 記載事項(法第28条、規則第41条)

答弁書の記載事項は、申立ての趣旨に対する答弁、事実に対する認否、返還拒否事由、予想される争点及び関連する重要な事実、証拠、返還を求める子について親権者指定等の審判事件が係属している場合はその事件の表示、です。

返還拒否事由は、①子の返還申し立てが連れ去り時または留置の開始時から1年を経過した後になされたもので、かつ、子が新たな環境に適應していること、②申立人が現実に監護していなかったこと、③申立人の同意または承諾があったこと、④子の返還が子の心身に害悪を及ぼすこと、その他子を耐え難い状況に置くこととなる重大な危険があること、⑤子の年齢により子の意見を考慮するのが適当である場合において子が返還を拒んでいること、⑥子の返還が日本国における人権及び基本的自由の保護に関する基本原則により認められないものであること、の6点です。

なお、日本において子の監護に関する裁判があったこと、または外国においてなされた子の監護に関する裁判が日本で効力を有する可能性があることだけを理由にしては、返還の申し立ては却下されないとされています。(文責：神川朋子)

## 2 審理、期日の持ち方、主張立証

### (1) 審理手続

#### ア 手続の非公開

手続は非公開で行われます(法第 60 条)が、家庭裁判所が相当と認める者は傍聴することができます(同条ただし書)。

#### イ 事実の調査および証拠調べ

家庭裁判所は職権で事実の調査をし、かつ、申立により又は職権で、必要と認める証拠調べをしなければなりません(法第 77 条 1 項)。また、家庭裁判所調査官による事実の調査(法第 79 条)や期日への立ち会い等(法第 80 条)、外務大臣等に対する調査嘱託や学校、保育所などに対して子の心身の状態及び生活の状況等について必要な報告を求めることができます(法第 83 条)。事実の調査をしたことは、原則として当事者及び手続に参加した子に通知されます(法第 84 条)。家庭裁判所は原則として当事者の陳述を聴かなければならず、審問期日に当事者の陳述を聴取するときは他の当事者は原則として立ち会うことができます(法第 85 条)。

#### ウ 子の意思の把握等

家庭裁判所は、子の意思を尊重する観点から、子の陳述の聴取、家庭裁判所調査官による調査その他の適切な方法により、子の意思を把握するように努め、終局決定をするにあたり、子の年齢および発達程度に応じてその意思を考慮しなければなりません(法第 88 条)。

#### エ 記録の閲覧謄写

当事者が記録の閲覧等の許可申立をした場合、原則として許可されますが(法第 62 条 3 項)、例外的に事件の性質や審理の状況などにより制限されることがあります(法第 62 条 5 項)。特に、DVを受けて子を連れて帰国した相手方の住所や居所が申立人等に知られてしまうことを防止するため、裁判所が中央当局から提供を受けた相手方または子の住所等表示部分については原則として申立人に開示されません。ただし、相手方が同意したり、あるいは確定した返還を命じる終局決定に基づいて、これに関する強制執行をするために必要があ

る時は開示されます（法第 62 条 4 項）。

#### オ 音声の送受信による通話の方法による手続

家庭裁判所は、当事者が遠隔地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、音声の送受信により同時に通話することができる方法（＝電話会議システム、テレビ会議システム）によって、期日における手続を行うことができます（法第 75 条 1 項）。本手続では特に迅速性が求められることから、電話会議システム等がかなり用いられるものと思われませんが、海外にいる者との間で利用することは認められません。

### (2) 期日・主張立証

#### ア 第1回期日=争点整理等

申立人または中央当局は、子の返還申立から 6 週間が経過したときは裁判所に対し、審理の状況について説明を求めることができると規定されています（法 151 条）。そこで、**裁判所は基本的に申立から 6 週間で決定を出す**ことを想定し、第 1 回期日は申立から約 2 週間後に指定されると予想されます。迅速性が要求される本手続では、相手方代理人都合による期日変更申請に柔軟な対応がされるとは限らず、代理人には少なくともできる限り電話会議等による参加が求められると思われま。相手方には申立書の写しとともに期日呼び出し状及び答弁書催告状が送付され、第 1 回期日の数日前までに答弁書の提出を求められると予想されますが、相手方代理人は第 1 回期日までに、証拠書類の謄写、本人との打合せ、争点把握、答弁書作成等、極めて短時間に準備する必要があります。

第 1 回期日は、基本的に、争点を整理し、立証計画を立てること、調停や和解による円満な解決の可能性を探ることが目指されます。すべてのケースで調査官調査等が行われるわけではないため、調査官調査や調査嘱託などを希望するときは、事前にその必要性や手続を遅延させないことを強く主張しておく必要があります。

#### イ 第2回期日=実質審理

第 2 回期日は申立から概ね 5 週間後に指定されることが予想されます。たとえば元常居所地国の病院や警察から重要な証拠資料を取り寄せる

など双方の主張立証に要する時間からとても間に合わない場合は、当該事情や証拠資料の重要性などを主張し、より先に期日指定を求めたり、期日変更を求めるなどの対応が必要となります。また、調査官調査が行われる場合は第 1 回期日と第 2 回期日の間に行われることが想定され、並行して準備書面や書証（本人の陳述書を含みます）を提出することになります。この間に、直送されない証拠は謄写する必要がありますし、外国語の書証は日本語に翻訳する必要があります（日本語が理解できない依頼者のために翻訳する必要もあります）ので留意が必要です。

第 2 回期日は実質審理の期日であり、必要に応じて本人審問が行われます。もっとも、外国にいる当事者の審問は来日しなければできないため、第 2 回期日に限らず、当事者の来日の機会に合わせて審問が行われるなど柔軟な対応がとられることが予想されます。

基本的に第 2 回期日に即日、審理は終結されます。審理結果について後日書面で主張することは想定されていません。審理を終結したときは、申立から 6 週間後をめどに決定日が決められます（法第 89 条）。  
（文責：櫻井美幸）

### 3 終局裁判・和解・調停

#### (1) 終局決定

ハーグ条約による子の返還申立に対する裁判の形式は決定です（法第 91 条）。即時抗告の期間（2 週間、法第 102 条）の経過により形式的に確定し終局決定となります。判決ではないので、実体的な確定力（既判力）はありません。条約第 16 条による裁判管轄権限の制限から、終局決定による判断の対象は返還するか否かに限られます。終局決定の裁判書には理由の記載がされています（法第 94 条）。

**決定の更正、及び、不服申立、特別抗告、許可抗告に関しては一般の場合と異なりません。ハーグ条約裁判に特別なのは終局決定の変更です**（法第 117 条）。終局決定をした裁判所は、その決定の確定後に事情の変更があり当該決定を維持することが不当

と認められる場合には、当事者の申立により当該決定を変更することができます（法第 118 条）。この終局決定の変更申立には執行停止効が認められ、変更を申立てられた事情に法律上理由があると認められる場合で、且つ、事実に関して疎明がある場合には、裁判所は終局決定の執行停止又は執行処分の取消を命じることができます。この変更申立は実質的には請求異議の訴に類した機能を持つ特別な制度といえます。従って、終局決定の執行を事情変更により阻止するため請求異議の訴を提起した場合、訴えの利益を欠くことになると思われれます。和解、調停調書に基づく執行については請求異議によることになると思われれます。

## (2) 和解・調停

ハーグ条約による子の返還裁判は、移動先国に子の監護に関する本案の裁判管轄を禁じ、子の常居所地国が裁判管轄を保持し続けるという原則をシステムの基底としています。そのため移動先国の裁判は返還か否かに限られ、監護に関わる事項について裁判することは条約に違反することになります。この裁判対象の限定は両親間の対立点を明確にし葛藤を高め、本案の監護権紛争を激化し、結果的には子の監護養育環境を悪化させる可能性があります。和解、調停という当事者間合意（コンセンサス）による円満解決が最も望ましく、期待されることとなります。

実施法は条約による返還裁判を家事事件としながら和解を許容し、返還請求に関する事項だけでなく、条約上は本案と位置づけられている子の監護に関する事項、夫婦間の協力扶助に係る事項、婚費分担、その他の事項についても、和解合意を可能とし、それらの各事項毎に確定した裁判と同一の効力を認めています（法第 100 条 2、3 項）。

実施法は、また、当事者の同意を得て職権で家事調停に付すことを認め（法第 144 条）、調停終了まで裁判の中止ができるとしました（法第 146 条）。調停調書に記載された合意の効力について、子の返還に関する合意は確定した終局決定と同一の効力（法第 145 条 1 項）、それ以外の事項に関する合意は、合意の内容に応じ、家事事件手続法第 268 条に従い、確定判決若しくは確定審判と同一の効力を認めてい

ます。また、付調停により調書成立若しくは調停に代わる審判の確定には、子の返還裁判の申立の取下げが擬制されます（法第 147 条）。

和解、家事調停を許容する規定はコンセンサスによる解決を推進する趣旨と解されます。しかし、一方、裁判上の和解も家事調停も返還裁判手続の中で認められた、日本の裁判権に基づく解決制度である点で、上記の裁判管轄権を制限する条約趣旨との適合性に疑問の余地もあり、運用に際しての工夫が求められるように思われれます。付調停については、特に日本の家事調停制度は、条約実施に関する実務モデルとして事務局が推奨する Good Practice 文書で取り上げられ、欧米系の法律書などで論じられるメディエーションとは基本的に異なる手続であることを考慮すると、外国人当事者の付調停の同意を得る際にはメディエーションとの違いに誤解を生じない工夫も求められるように思われれます。

（文責：渡辺惺之）

## 4 執行

### (1) 強制執行の種類

家庭裁判所において返還命令が出されても、相手方が子を任意に引き渡すとは限りません。このような場合は、強制執行手続に移行せざるを得ません。

実施法は、強制執行の種類として、**間接強制と代替執行の 2 種類を準備**しています。いずれの場合も、執行裁判所は、第一審裁判所である家庭裁判所であり（民事執行法第 33 条 2 項）、債務名義は、確定した子の返還を命ずる終局決定（及びこれと同様の効力を有するもの）の正本（法第 134 条 2 項）となります。子が 16 歳に達した場合、執行はできなくなります（法第 135 条）。また、**代替執行は、間接強制が功を奏しなかった場合にのみ申立が可能で**す（**間接強制前置**）（法第 136 条）。

ア 間接強制は、債務者に対して、子の返還を命じると同時に、返還に応じない場合、一定の割合による金銭の支払いを命じるものです。一般的なものと変わりはなく、金銭支払いが履行されない場合は、通常金銭の強制執行手続を執ることとなります。

イ 代替執行は、子の解放を行う段階（解放実施）と、解放した子を常居所地国へ返還する段階（返還実施）の2段階からなります。代替執行の申立は、返還実施者（債務者に代わって常居所地国に子を返還する者）となるべき者を特定してしなければなりません（法第137条）。返還実施者は、基本的には、申立人あるいは近しい親族となると考えられます。

代替執行決定が出された場合、家庭裁判所書記官は、外務大臣に通知する義務があります（規則第86条1項）。

## (2) 解放実施の申立

ア 解放実施とは、代替執行決定に基づき、連れ去られた子どもを実際に返還実施者に引き渡す手続です。

解放実施の申立は、解放実施を希望する場所を管轄する地方裁判所の執行官宛に行い、解放実施者は執行官に限定されています（法第138条）。

なお、家庭裁判所書記官は、解放実施を求める申立てがあった場合も外務大臣に通知しなければなりません（規則第86条2項）。

## イ 執行官の権限(法第140条、規則第87条)

執行官は、解放実施期日の前後を問わず、債権者及び返還実施者に対して、解放実施手続の円滑な進行のため、債務者及び子の生活状況等の情報を求めることができます（規則第87条1項）。

解放実施は、原則として、債務者の住居その他債務者が占有している場所で行われます。執行官は、債務者による子の監護を解くために、まず債務者を説得することとなりますが、債務者の住居その他債務者の占有する場所に立ち入り子を捜索し、子と返還実施者、債務者と返還実施者を面会させ、返還実施者を立ち入らせる権限を有します（法第140条1項）。上記以外の場所においても、子の心身に及ぼす影響や当該場所及びその周囲の状況等の事情を考慮して相当と認められる場合は、執行官は前記行為をすることができます（法第140条2項）。また、執行官は、子の監護を解くために必要な行為をするに際し、抵抗を受けるときは、威力を用いたり、警察上の援助を求めたりす

ることができますが（同条4項）、子に対して威力を用いることはできず（同条5項）、いずれの場合においても、債務者と子が同時に存在しなければなりません（同条3項）。

外務大臣は、立会い等必要な協力を行うことができ（法第142条、規則第87条2項）、家庭裁判所も情報提供等の協力（規則第87条3項）ができます。外務省からの協力としては、子どもの心理等について専門的知見のある人の立会い等が想定されるところです。家庭裁判所においては、返還事由及び拒否事由を中心に審理がなされていると考えられるので、解放実施に有効な情報をどの程度得ることができるのかは分かりません。

執行官が子を解放すると、速やかに返還実施者に子を引き渡すこととなります。

解放実施の申立に当たっては、できる限りスムーズな進行のため、LBP側<sup>※1</sup>と執行官が事前に十分な協議することが求められています。

## ウ 返還実施者の権限(法第141条)

返還実施者は、子を常居所地国へ返還するために、子の監護その他必要な行為をすることができます。（文責：内山由紀）

## 第4 日弁連及び各弁護士会の体制

### 1 日弁連及び各弁護士会の体制

ハーグ条約の実施に向け、日弁連及び各弁護士会では弁護士紹介等の体制を整えています。その内容を紹介します。

### 2 ハーグ条約事件の当事者による弁護士への依頼

ハーグ条約事件の当事者が弁護士に依頼をするパターンとしては、①当事者が各弁護士に対して直接依頼するパターン、②当事者が日本の中央当局を通じて弁護士の紹介を依頼するパターン、③当事者が直接各地の弁護士会に弁護士の紹介を依頼するパターン、の3つのパターンが考えられます。

このうち、②については、日弁連が弁護士紹介

※1 子どもを連れて行かれた、置き去られた親を指す略語

制度を実施し、③については、各弁護士会が弁護士を紹介することとされています。

### 3 日弁連が行う弁護士紹介制度

#### (1) 弁護士紹介の流れ

当事者から、日本の中央当局を通じて弁護士の紹介依頼があった場合（上記②のパターン）、日弁連は、「ハーグ条約事件に対応する弁護士名簿」（以下「名簿」といいます。）に基づき、弁護士を3名紹介します。この3名の弁護士に対しては、日弁連から事前に紹介の可否が照会され、紹介することが決まった場合には決定通知が送付されます（日弁連の国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に伴う弁護士の紹介に関する規則（以下、「日弁連規則」といいます）第6条）。

#### (2) 紹介された場合の会員の努力義務（日弁連規則第7条）

日弁連からの紹介制度によって紹介された会員には、特に以下の点について努めることが要求されています。

① 返還申立事件は、迅速な審理が予定されている手続であることから、紹介した旨の通知を日弁連から受けた日から2週間以内に、紹介を受けた当事者から事件に関する委任の申込みを受けた場合には、合理的な理由がある場合を除き、受任するよう努めることとなっています。なお、受任できない合理的な理由がある場合とは、利益相反の場合等をいいます。

② 日弁連から当事者に紹介された会員は、委任の申込みの有無及びこれに対する受任の有無を日弁連に通知することになっています。

③ 日弁連から紹介され実際に事件を受任した会員は、ハーグ条約事件に関する法的手続等の実情を把握するため日弁連から情報提供等を求められた場合には、守秘義務に反しない限度で、協力するよう努めることとなっています。

#### (3) 名簿について（登録要件など）

前述のとおり、日弁連による弁護士の紹介は、名簿に基づいて行われます。

##### ● 登録内容（日弁連規則第2条）

名簿には、氏名、登録番号、取り扱うことを

希望する依頼者の別及び事案の種類（返還事件のLBP、返還事件のTP、面会交流事件のLBP、面会交流事件のTP）が記載されます。

##### ● 登録要件（日弁連規則第3条）

名簿には、下記の登録要件を満たし、名簿に登録することを希望する会員が登録されます。

i 「弁護士登録の期間が通算して3年を超え、かつ、子の監護又は引渡しに関連する事案を複数件取り扱ったことがあること」

この点、『子の監護又は引渡しに関連する事案』とは、子の監護、引渡し、面会交流に関する事案をいい、子を被拘束者とする人身保護請求を含みます。離婚調停や訴訟等であっても、子の監護、引渡し、面会交流が実質的な争点になっている場合にはこれらの事案に当たるものとします。なお、事案の件数は一組の親子ごとに数えるものとします。

ii 「日弁連が指定する研修を受講したこと」

iii 「弁護士賠償責任保険の被保険者であり、かつ、保険金額が1億円以上であること」

この点については、ハーグ条約事件についての適用の有無をご自身でご確認いただくこととなります。

iv 「日本司法支援センターの民事法律扶助契約弁護士であること」

後述するように、ハーグ条約事件の当事者は、外国居住の外国人であっても、ハーグ条約事件に関する民事裁判等手続につき代理援助を利用することができることとなっています。

v 「英語を母国語とする者と意思疎通できる程度の英語力を備えていること」

条約上、外国語のうち、英語での対応が義務とされていることから英語力が要件とされています。

### 4 各地の弁護士会が行う弁護士紹介の制度

#### (1) 弁護士紹介の流れ

当事者が直接各地の弁護士会に弁護士の紹介を

※2 子どもを連れて行った親を指す略語

依頼した場合（上記②③のパターン）には、原則として、依頼を受けた各地の弁護士会が、各弁護士会に備え付けられた名簿に基づいて弁護士を紹介することになります。

もっとも、日弁連は、当該弁護士会が準備した名簿には受任できる弁護士が登録されていない場合、当該弁護士会の求めに応じて、日弁連の名簿に登録された弁護士を紹介することになっています。その場合、日弁連では、名簿登録会員1名を紹介します。

## (2) 名簿登録要件

このように、各弁護士会は、日弁連に提出する名簿と各弁護士会に備え付ける名簿の2種類の名簿を作成します。この2つの名簿の内容は大阪弁護士会においては、全く同一の内容ではなく、日弁連が「英語を母国語とする者と意思疎通できる程度の英語力を備えていること」と言語を「英語」に限定しているのに対し、**大阪弁護士会では英語以外の「その他の外国語」（具体的には、韓国語、中国語などを想定）での意思疎通が可能で、ハーグ条約事件に対応できる会員についても名簿を整備し、弁護士紹介の依頼に備えています。**

## 5 法テラス

法テラスの利用が可能なのは、従来、日本に住所を置く主体に限定されてきました。しかし、ハーグ条約の実施に向けてこの点の制度が改正されました。法第153条によって、ハーグ条約事件の当事者は、外国居住の外国人であっても、ハーグ条約事件に関する民事裁判等手続につき代理援助を利用することができることとなっています。

（文責：三村雅一）

## 第5 ハーグ条約批准に伴う「国際的な子の監護に関する和解あっせん手続(ADR)」の紹介

### 1 総合紛争解決センターについて

弁護士会館1階にある公益社団法人総合紛争解決センター（以下「総紛」といいます）は、全国初

の試みである総合型ADR（裁判外紛争解決機関）として、平成21年に設立されました。当会をはじめとする多くの専門職団体等が集い、多様な専門性を活かして「和解あっせん」手続及び「仲裁」手続を実施し、民事に関する紛争の解決を行っています。民事に関する紛争であれば、どのような事件でも裁判管轄等に関係なく申立てが可能であること、複数の専門家が和解あっせん人又は仲裁人として選任されること、スピーディーな解決が期待できること、手数料が低額であること、成立率が比較的高いことなどから、当会会員にも代理人等の立場で多く活用されています。

### 2 ハーグ条約を想定した特別の整備

総紛では、日本がハーグ条約を締結することを想定し、和解あっせん手続について、子の監護に関する国際家事事件についての特別を整備しました。平成25年1月より実施していますが、現時点では特別を適用できる事件はわずかしきありません。しかし、日本で条約が発効する平成26年4月以降は、特に面会交流に関する事件を中心に、相応の件数の申立てがなされるのではないかと見込んでいます。

### 3 特別の内容

特別は、「日本国外に居住する者と日本国内に居住する者が和解あっせん手続の当事者となり、16歳未満の子の監護に関する紛争について解決を求める事件」について適用されます（ハーグ条約の適用される事件よりも、対象を広く設定しています）。特別には、大きく分けると2つの特徴があります。

第1に、ハーグ条約に基づく子の返還の裁判が6週間での解決を努力目標としていることから、和解あっせん手続においても、通常の事件よりスピーディーに進行させることを目指しています。このため、次のような規定を設けました。

- 国外居住者と総紛とのメールでの連絡を可能としたこと。
- メールでの申立てや書面提出を可能としたこと。
- 和解あっせん人は2名を選任すること（通常事件では3名）。



- スカイクを利用した手続開催を可能としたこと（双方未出頭でもスカイクによる手続実施可）。

こうした工夫により、総紛では、**申立てから3週間以内の解決を目指す**という思い切った努力目標を設定しました。また、運用面の工夫として、第1回期日前に詳細な質問票を両当事者に送付し、事前に争点を絞り込んでおくといったことも予定しています。

第2に、多くの事案が国外居住のLBPから申し立てられるであろうことを考慮し、国外居住者に対する手続面での配慮として、次のような規定を設けました。

- 英語又は韓国語での書類提出については翻訳文を不要としたこと。
- 通訳人の選任を可能としたこと。
- 外国籍あるいは外国語に堪能な人物や、諸外国の家事法制に精通した人物を和解あっせん人候補者名簿に登載したこと。

また、個々の事件ごとにハーグ条約に関する知識と外国語能力を兼ね備えた担当者を選任し、期日間における両当事者との電話やメールでの連絡を担当させるなど、事務局機能の充実を図っています。

この他、補助人を選任し、子の意思をできる限り和解あっせん手続に反映させるようにするといった措置も講じています。

#### 4 手続費用について

当事者が負担する費用は、通常事件の申立手数料が1万円であるのに対し、国際家事事件では、短期間に集中的に期日を開催するなど和解あっせん人の負担も大きいことから、3万円（申立時に1万円、相手

方の応諾意思確認後に残金2万円を納付いただきます）としました。また、通常事件では、和解成立時に事件規模に応じた成立手数料をいただいています。国際家事事件では一律10万円の成立手数料を当事者双方にご負担いただくこととしています（基本的に各5万円ずつをご負担いただくことを予定しています）。

なお、外務省は、ハーグ条約適用事案について、ADR機関へのあっせん等の委託を予定しています。仮に、総紛が受託することとなれば、当事者が負担すべき費用の全部又は一部について、外務省に負担していただける可能性があります。

#### 5 会員の皆様へのお願い

上記のとおり、国外在住のLBPからの申立てが多くなると予測されますが、国内在住のTPからの申立ても可能としています。例えば、子の返還の裁判の申立てがなされ、返還が命じられる可能性がある事案において、柔軟な話し合いをするための場として、TPから総紛へ和解あっせん手続の申立てをしていただくといったことが考えられます。

LBP、TPのいずれの立場から相談を受けられた方も、是非、総紛の和解あっせん手続のご利用をご検討いただければ幸いです。

なお、総紛のホームページもご参照ください。

HP : <http://www.soufun.or.jp/>  
TEL : 06-6364-7644  
(平日午前9:00~午後5:00)

(文責：板野充倫)

## 家裁裁判官と外務省担当官を講師とする研修のお知らせ

ハーグ条約に基づく子の返還命令事件の管轄裁判所である大阪家庭裁判所の裁判官と、中央当局である外務省総合外交政策局ハーグ条約室の担当官を講師として招聘し、子の返還命令事件の概要と運用、中央当局の役割等についての研修を下記のとおり開催します。

是非多数ご参加ください。

日時：3月25日(火)午後6時～8時 場所：大阪弁護士会館